

名古屋市農業委員会 令和6年第3回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年3月21日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後2時59分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第13号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第14号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第15号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第16号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条の規定による承認に
ついて

第17号議案 農用地利用集積計画の決定について

第18号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

第19号議案 名古屋市農業委員会規程の一部改正について

第20号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正に
ついて

第21号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第22号議案 名古屋市農業委員会会長専決規程の一部改正について

第23号議案 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について

第24号議案 名古屋市農業委員会公印規程の一部改正について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第3回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
		2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 3 回総会（令和 6 年 3 月 21 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 3 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 3 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 13 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 24 号議案「名古屋市農業委員会公印規程の一部改正について」までの 12 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 13 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、山口幸江委員及び横井庸一郎委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

【山口幸江委員出席】

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 13 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-6 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-6 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、3 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

始めに、譲渡人と譲受人は親族で、今回、譲渡人が亡くなったことにより、持分を死因贈与により所有権移転することになったものです。

申請地は、ミカンやカキなどが栽培されており、良好に肥培管理されていました。

また、譲受人の所有農地は、全て良好に管理されています。

以上のことから、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-4 の農地につきまして、12 月 6 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-4 は、譲渡人が営農規模の縮小のため売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区水里一丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。 また、譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-12 から 4-14 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-12 から 4-14 につきまして、竹川委員さん及び事務局職員とで、3 月 5 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-12 は、譲渡人が病気になられ、田んぼ、畑を維持管理していくことが難しく農地を譲渡したいということから、営農規模拡大を希望される譲受人に、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の、港区新茶屋一丁目始め 4 筆は田で、現在、稲作に向けて田起こしの準備の状況となっています。

なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されており、権利取得後の農地についても、田として、適正に利用すると認められます。

受付番号 4-13 は、譲渡人の営農規模縮小のため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権移転の許可申請をされたものです。

申請地の港区畑中二丁目の 1 筆は畑で、エンドウやネギなどが作付けされていました。なお、この畑は昨年 12 月末まで、譲受人が賃借していた畑です。これまでも良好に肥培管理されており、権利取得後の農地についても、適正に利用すると認められます。

受付番号 4-14 は、譲渡人のお二人が高齢でやっていけないということから、営農規模拡大を希望される譲受人に、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋一丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。

なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、いずれの案件につきましても許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にはないようです。それでは、第 13 号議案の案件について

	は、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 13 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 14 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-11 について、3 番、山口委員、お願いいたします。
山口（幸）委員	受付番号 1-11 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-11 の願い出の農地は、一体で、かんきつ類やウメなどが栽培されていました。 体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-12 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-12 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、3 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-12 願い出の農地は、ビワ、ミカン、イチジクが、栽培されていました。

	お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-12 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-12 の農地について、3 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ネギ、タマネギが作付けされており、申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 14 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 14 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 15 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

福島委員	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-53 について、5 番、福島委員、お願いいたします。 受付番号 1-53 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、3 月 1 日に現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-53、申請地には、ウメやタマネギが栽培され、いずれも畑として良好に管理されていました。 願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しております。 以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-54 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-54 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地は、一体で、ミカンのほか、タマネギなどが、栽培されていました。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-31 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。

箕浦委員	受付番号 2-31 について、3 月 5 日に、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、水稻収穫済みでした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-32 及び 2-33 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-32 及び 2-33 について、3 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-32 の申請地は 2 筆で、桔梗平三丁目の筆は田で耕作準備中、吉根三丁目の筆は畑で、ネギ、ソラマメなどが作付けされていました。 受付番号 2-33 の申請地は畑で、ネギ、ダイコンなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-34 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-34 について、3 月 5 日に、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

	申請地は畑で、ネギ、ブロッコリーなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-35 について、中川農政課長さん、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-35 の農地につきまして、3 月 6 日に横井委員、安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-35 の中川区服部 2 丁目の 1 筆の田は、耕作準備中であり良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-31 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正）委員	受付番号 4-31 の農地につきまして、熊澤委員さんと事務局職員で、3 月 4 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-31 のうち七反野一丁目の 3 筆は一体で利用されている畑で、カキ、ミカンが植え付けられ、七反野二丁目の 1 筆は畑で、タマネギ、コマツナなどが作付けされ、良好に管理されていました。 また、申請時に事務局において、申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。

	以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-32 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀） 委員	受付番号 4-32 の農地につきまして、神野委員さんと事務局職員で、3 月 5 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-32 の小碓一丁目の 2 筆は、畑で、ハナショウブ、サトイモなどが作付けされ良好に管理されていました。 また、申請時に、申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。 以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 15 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 15 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 16 号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。

いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第3条の規制の対象外とすることを定めています。配付資料の①をご覧ください。

この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載してあります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第16号議案について、8番、箕浦委員お願いいたします。

箕浦委員

本件につきまして、3月5日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、耕作準備中でした。

配布資料①をご覧ください。

始めに、1号の「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は住宅街となっており、点在する農地はあるものの集団性は無く、周辺農地に支障を及ぼすことのない適切な位置にあります。また、規模も他の市民農園と比較して妥当なものと思われます。

次に、2号の「募集及び選考の方法」ですが、チラシ、掲示による一般公募とすると定めており、公平かつ適正なものと考えられます。

次に、3号の「貸付期間その他の条件」についてですが、期

	間は1年間とするなどの利用条件が定められており、どの利用 者も同一条件となり適正と認められます。 最後に、4号ですが、申請地には小作権など所有権以外の権 原に基づいて耕作する者がいないことも確認しています。 以上のことから、何ら問題は無いと思いますので、よろしく ご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、 何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第16号議案の案件について は、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第16号議案の案件は承認いたします。 次に、第17号議案、農用地利用集積計画の決定について審 議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料②をお配りしておりますの で、ご覧ください。 それでは、15ページの農用地利用集積計画案の第24号につ いて、25番、木村委員、お願いいたします。
木村（正） 委員	令和5年度第24号の農地利用集積計画につきまして、3月 4日に、熊澤委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告 します。

本件は、申請者が、名古屋市の農地バンク制度を利用し、賃借について、所有者との合意が整ったため、申請されたものです。

申し出の農地の港区西福田一丁目の1筆は畑で、全体の面積は1,440平米で、そのうちの120平米を賃借するものとなっています。農地は、耕作準備中の状況でした。

借受人は、令和5年12月の総会で中川区の農地で利用権設定を受けており、畑の状況を確認したところ、全体に耕耘され、耕作準備中の状況となっていました。また、一部にはミカンも植え付けられていました。借受人は、今後も継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、なんら問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

それではここで、第17号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。14ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

	理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 17 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 17 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 18 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。 本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。 審議のポイントとしましては、配付資料③をご覧ください。 こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 18 号議案について 17 番、久野委員、お願いいたします。
久野委員	本件につきまして、山口幸江委員と事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告しま

す。

本件は、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

借受人は、市民農園を経て新規就農のため、農地バンクを利用して市内の農地を探し申請地を選択いたしました。

申請地は、南区本星崎町字本城の 1 筆の一部、対象面積 70 平方メートルで、地目は全て畑、現在、耕作準備中となっています。

お手元の配布資料③をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まず始めに、上の表ですが、第 1 号の「1」については、項目「1 イ」に該当します。

耕作計画では、ジャガイモ、ネギなどの野菜を栽培し、1 年目から収穫と販売を予定しており、収穫量のおおむね 5 割以上を港区内の直売所などで販売する予定です。

第 1 号の「2」につきましては、所有者と借人が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第 2 号については、農薬を使用する場合においては、地域の防除基準に従い、周辺の農地に影響を及ぼさないようにするとしています。

第 3 号について、申請者が現在耕作に供している農地はあり

ませんが、今回借り受ける農地については、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

第5号につきましては、獣害被害対策を協力して行うとしています。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第18号議案の議決の案を読み上げます。22ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

	それでは、第 18 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 18 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。 次に、第 19 号議案、名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正についてから第 24 号議案、名古屋市農業委員会公印規程の一部改正についてまでの 6 議案について審議を行います。こちらは改正の内容に関連があるため、一括審議します。 事務局、説明をお願いいたします。
農政係長	19 号議案から 24 号議案までの 6 議案について、ご説明させていただきます。 まず、今回の改正の理由としましては、各議案にも記載がありますように、令和 6 年 4 月 1 日付の制度改正に伴い、規程を改正する必要があるためでございます。 名古屋市全体の組織にかかる制度改正にはなりますが、来年度からは組織の最小単位の拡大や、組織名称の簡素化が行われます。 具体的には、名古屋市の組織で各課に係制が設けられていましたが、その係という単位を無くし、最小の組織は、課単位までとする制度改正がなされます。 この改正の内容がどのようなところに影響があるかと申しますと、組織が課単位までということになりますので、例えば課長の補職名は課長のままで変わりませんが、係長とい

う補職名は、係という組織が無くなることから、今後は係長ではなく、課長補佐といったような名称に変更になります。

また、合わせて緑政土木局内の制度改正も行われまして、監という職が廃止となり、充て職となっております農業委員会事務局長は4月以降、緑政土木局長が担当することになります。

また、充て職になっております事務局次長の参事につきましても、名称が農政部長に変更になります。

以上の名古屋市の制度改正に合わせまして、名古屋市農業委員会事務局の組織につきましても、所要の改正を行う必要があり、今回、名古屋市農業委員会規程をはじめ、6規程について、関係する部分を改正するものでございます。

なお、いずれも事務局職員の組織に関するものでありますので、特に委員のみなさまの活動等に直接影響があるものではないかと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第19号議案から第24号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第19号議案から第24号議案は原案のとおり改正することといたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和6年2月1日から令和6年2月29日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、件数を簡潔にご報告させていただきます。

まず、1ページから8ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が13件

続いて、9ページから15ページにかけまして、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が20件

続いて、16ページから41ページにかけまして、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが72件

続いて、42ページから44ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが7件

続いて、45ページから47ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが9件

続いて、48ページですが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が1件

続いて、49ページですが、転用届出に係る訂正願が2件

	それぞれ受理いたしております。ご報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	本件は、中川区内の3か所の農地に一時転用として設置された営農型太陽光発電設備に関しまして、耕作地が発電設備の下部に位置することにより収穫量に影響が出ていないかという観点から、当該農地の収穫状況についてご報告させていただくものです。 お手元の資料「報告2-1」をご覧ください。 本件は、当初平成27年7月の農地部会、直近では令和3年3月の総会でご審議いただき、農地法第4条の規定による3年間の農地の一時転用として許可をした、富永四丁目の案件です。本農地では、ブロッコリー、エダマメ、ミカンを栽培しています。 「意見書」をご覧ください。 まず、ブロッコリーについては、夏と冬の二期作を行っております。冬も順調に収穫でき、目立った病気や害獣被害もなく、収穫高48.6キログラム、地域の年間平均単収に対する割合87.8パーセントと、順調に栽培できました。 次に、エダマメについて、目立った病気や害獣被害もなく、収穫高29.6キログラム収穫できました。9月の報告では平均

単収の 8 割を超えていましたが最新の地域平均単収資料が更新され数値が上方修正されたため、地域の年間平均単収に対する割合 79 パーセントと僅かに 8 割を割込むこととなりました。

最後、ミカンについては、ナツミカンを 42.6 キログラム、こちらでも地域平均単収資料が上方修正された結果地域の年間平均単収に対する割合 32 パーセントとなりました。また冬に向けてウンシュウミカンも栽培していましたが、着花のち害虫の影響により枯れたりして収穫までには至らず、全体として前年に比べて収量が減少する結果となりました。ナツミカンについては、現在順調に生育していますがウンシュウミカンについては、新たに苗を植え付けるとともに土作り等害虫対策を強化して管理を徹底していくとのことです。

次に、資料「報告 2-2」をご覧ください。

本件は、当初平成 29 年 2 月の農地部会、直近では令和 5 年 1 月総会にて農地法第 5 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の 1 筆の案件です。

「意見書」をご覧ください。

本農地では、ミカン、コカブ、ハツカダイコン、モロヘイヤを栽培しています。

ミカンについては富永 4 丁目同様、害虫及び強風による被害で倒木等したため、収量は昨年の 57 キログラムから 38 キログラムと減少、地域の年間平均単収に対する割合 2.9 パーセントとなりました。これは作業員の管理不足と判断されますので、新たに植え付けるとともに作業員の増員を行い、巡回頻度を増やしてもらう予定です。次にコカブは 80.3 パーセント、

ハツカダイコンは 83.7 パーセント、モロヘイヤは 391.1 パーセントの収穫となりました。この 3 種はいずれも地域の年間平均単収に対する割合 8 割を超え、特にモロヘイヤについては相性も良く、今後も継続して既定の収量を確保してもらう予定です。

次に、資料「報告 2-3」をご覧ください。

本件は、令和 5 年 2 月総会にて農地法第 5 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の 1 筆の案件です。

「意見書」をご覧ください。

本農地では、コムギを栽培しています。昨年の 11 月に初めての播種を行い、現時点で病害虫等の被害もなく問題なく生育しています。初収穫は 6 月を予定しており、年間平均単収に対する割合 8 割を超えるよう今後も適切に栽培管理をしていく予定です。

以上、いずれの農地も、害虫等による影響はありましたが、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる直接的な減収の影響は認められないと思われます。以上報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

成田委員

前からも言っておりますが、果樹のミカンについて、この写真を見とると例えば 2-1 の報告では、カミキリの被害がある。2-2 のほうについても、カミキリだとかこの写真を見ると樹勢が非常に弱つとる。そんなような状況があるわけですけども、そこら辺の対策というのはどう考えてみえるか。参考までに、

以前中川区役所に熱心な職員がおって、その資料を私から送ったことがあるわけですが、まず施肥を、基本どう考えておるのか、そこら辺もうちょっと勉強してほしいなど。特に2-2の写真を見とると樹勢が非常に弱い。

今日も、県の普及課で、とある地域のミカンのせん定の技術調整をやったんですけど、そこでもカミキリがあって、その対策をどうすべきか。という私もカミキリが出ておるわけですが、そうした防除を徹底しないと。二つ目の施肥の基準、それからカミキリなど防除、基本ですね。特にカミキリは、いったん出ると、その1本だけでなく周辺にみんな移ってしまう傾向があります。そこら辺のところ、どう対策するか、勉強していただきたい。具体的に言うと、そういう殺虫剤がありまして、穴の中へ噴霧する。フンが出てきたら、そこんところはよく穴の中に殺虫剤を徹底的にする。それから6月、7月ぐらい、時期によっていろいろ変わりますけど、成虫が出てくるんですけど、成虫を捕殺すること。常に徹底してやること。それから防除そのものも、防除の中にカミキリ防除薬剤も加えてやっていかないといかん。

昔は、いま時分になると、殺虫剤と石灰と混ぜて、幹のほうに塗布するということをやったんですけど、もう一つは耕種的な防除で、たぶんこれはできるとは思いますけど、草をしっかりと除草して、カミキリが幹のところに生息しないようにする。こういうことも大事だと思いますけども、もう少しそこら辺をやらないと、みんなカミキリにやられて、現地調査を我々が行っても、そういう枯れたような木が出てくると、一斉に拡散して、その周辺の木が枯れてしまうということがありますので、区の職員、農業委員もよく注意して、ご助言をいただきたいと思います。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。いかがでしょうか、中川の課長さ

中川農政課長	ん。確かにカミキリは、いったん出ると大変なので、早めの駆除が必要だと思いますので。 例えば、報告書 2-1 の意見書等見ますと、今委員のおっしゃったような、ドリルで穴をあけて害虫を掻き出すなど、迅速な対応を行うこと、ということで、意見書もついておりますので、こういった対策はやられると思っておりますが、今度、特に一番最初報告させていただきました 2-1 につきましては、6 月に更新時期となっておりますので、事務局としても面談する予定ではありますので、その点をお伝えしていきたいと思います。
議長（会長）	区の職員と農業委員が協力して、指導にあたっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 他にございますか。 他にないようです。 次第にはありませんが、私からご報告いたします。 2 月の拡大運営委員会において、意見書素案の内容を検討いたしました。拡大委員の意見を反映した修正案を、この後開催する拡大運営委員会で再度検討する予定でございます。 以上、拡大運営委員会の状況報告を終わります。 報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
農政係長	事務局より二点ご連絡のほうをさせていただきます。 先月の総会等でもご連絡させていただいておりますが、委員の皆さまにご記入いただいております、農業委員会活動記録についてでございます。

すでにご提出いただいた方もお見えかと存じますが、本日までに地区農政課あてに、ご提出をお願いしておりましたので、よろしくお願いいたします。

二点目でございます。令和6年度総会の日程についてでございます。お手元に配付資料④ということで、ご用意のほうさせていただきました。ご覧くださいませ。

実は、来月の総会の開催場所でございますが、東庁舎5階の大会議室に変更しております。本日の会場とは異なりますので、来月はご注意くださいと存じます。以上でございます。

議長（会長）

活動記録は今日がしめ切りですので、出していない方は、至急出してください。それから、会場が来月は変わりますので、お間違いのないように注意したいと思います。

その他、何かありますでしょうか。

特にはないようです。

それでは、閉会前に少し時間をいただきたいと思います。

今まで農業委員会にいろいろご尽力いただきました石黒事務局次長が今年度をもちまして退職されることになりました。大変さびしいことですが、致し方ないことと思います。それでは、ご挨拶をいただきたいと思います。事務局次長、お願いいたします。

事務局次長

事務局次長の石黒でございます。委員の皆様、本日も総会お疲れさまでございました。

今、ご案内にありましたけれども、この度この3月末をもちまして、市役所を定年退職ということになります。農業委員会の事務局次長の職も退任することとなりました。

私、総会場であまり発言する機会がほとんどなかったもので、ちょっとあまり存在感は無かったんじゃないかなと思いますけれども、1年だけでしたけれども、委員の皆様には大変お世話になりまして、深く感謝を申し上げます。

40年近く市役所に勤めたわけなんですけれども、ずっと緑のまちづくり、公園との街路樹の関係の技術系の仕事をしていました。この農政の仕事をさせていただいたのは、この1年だけだったんですけれども、私自身は、前にもお話したかもしれませんが、三河の豊川の専業農家に生まれ育ちまして、現在も親から引き継いだ田んぼで、お米をわずかですが作ってまして、農業とともに生活してきた、そういう人間でございます。

よく言われる農業をとりまく厳しい現状っていうのは、私自身も直面してきた問題でありまして、この1年間は、やはりそれに対してどうしていくのか、そういったことを問われ続けた1年だったかなと思っております。

その答えは、簡単ではないと思っておりますけれども、農業がやはり私たちの生活にはかせないものであること、そして農地を守っていくということは、いかに重要であるかということ、を、改めて確認させていただいた1年だったんじゃないかなと思っております。

私はこれで退職いたしますけれども、今後も自分の農地をしっかりと守りながら、微力ながら農業にかかわっていきたいなと思っております。

委員の皆様におかれましても、名古屋の農業が将来に渡り持続し続けられるように、今後ともご協力をいただきますことを

議長（会長）	お願い申し上げまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。 皆様、1年間、本当にありがとうございました。 長い間お疲れさまでございました。 それでは、以上をもちまして、令和6年第3回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	---

閉会（午後2時59分）